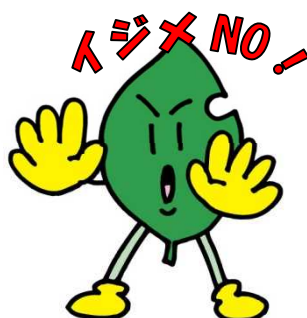


沖縄県立陽明高等学校 陽明高等支援学校

「いじめ防止基本方針」

～いじめのない居心地の良い学校づくりにむけて～



令和5年5月 日（改訂）

I いじめの定義及びいじめについての考え方

1. いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめの認知と対応についての考え方

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。
- ② いじめであるか否かの判断にあたっては、当該生徒の表情や様子の細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等の客観的な確認を踏まえ、慎重に進める必要がある。つまり「心身の苦痛を感じているもの」が全ていじめと認知されるものとは限らないことに留意する。
- ③ インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえ適切に対応するものとする。
- ④ いじめられた生徒の立場に立って「いじめに当たる」と判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことに留意する。
- ⑤ いじめとはいえないと判断されるケースにおいても、「心身の苦痛を感じている」生徒がいる場合には、教育相談の観点で当該生徒に対応するよう努める。
- ⑥ 具体的ないじめの様態とその対応については、いじめ等の行為が起きた背景について詳細を明らかにした上で、関係生徒に対するそれまでの指導経緯等も考慮に入れて適切に対応する。その解決に当たっては、学校のみで抱えることなく、警察等の外部関係諸機関へ通報・相談することができる。その目安等については別資料に例示する。

Ⅱ いじめ未然防止対策

1. 学校全体で取り組む「いじめを許容しない雰囲気」の醸成

- ① 授業の充実
(分かる授業を追求し、学力不安の解消を目指し、ストレスの軽減を図る)
- ② HR 活動の充実
(朝の SHR 等における行動観察等を活用し、生徒理解に努める)
- ③ 規範意識の醸成
(「決まりを守る心」「自分を律する心」を育て居心地のよい学習環境作りに努める)
- ④ 情報モラル教育の充実
(ネットの活用モラル等の高揚を図る)
- ⑤ 人権意識の高揚
(いじめは人権侵害であるという意識を高める)
- ⑥ 部活動の更なる活性化
(集団行動における協調性やチームワークを学ぶ)
- ⑦ 教師の体罰禁止の徹底
(教師は人権意識の更なる高揚に努め、生徒の範となる)

2. 学校行事等の課外活動を通じた「いじめ防止」の意識高揚

- ① 歓迎球技大会、宿泊学習、遠足、体育祭、学園祭、修学旅行等で集団への帰属意識を高め、集団行動のマナーを学ぶ。
- ② 生徒総会、実践発表会等で自身の意見を発信する態度、話を聴く態度を学ぶ。
- ③ 交通安全講話、薬物乱用防止講話等において命の大切さを学ぶ。
- ④ エイズ講話、人権講話等において人権意識と多様な価値観を認める寛容さを学ぶ。
- ⑤ サイバー犯罪防止講話等においてインターネットの活用マナーについて学び、ネット利用モラルを高める。
- ⑥ 部活動の活性化を図り、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神、奉仕の精神等を高める。

Ⅲ いじめ等の早期発見

1. 各種アンケートによる実態把握

- ①学校で定期的に行うアンケート及び実態調査等
 - 学校評価生徒アンケート
- ②教育委員会等で行うアンケート及び実態調査等
 - 携帯電話等の情報通信端末の利用に係る実態調査
 - 生活実態調査
- ③臨時的に行うアンケートもしくは実態調査等
 - いじめ、盗難等が発生し、状況把握が必要な場合に行う臨時アンケート

2. 日常における教職員の生徒観察

- ① 担任、教科担当、部活動顧問のそれぞれの視点で生徒を観察する。
- ② 日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける。
- ③ 変化に気づいたら、一言「声をかける」ことを心がける。
- ④ 気づいた変化を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて介入し、教育相談につなげることができるようにする。

3. 保護者・関係機関との連携

- ① いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- ② 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- ③ P T A総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等を呼びかける。
- ④ 警察や弁護士会等の関係機関には日頃から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。

IV いじめ等への迅速対応

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、校長・教頭に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

また、被害生徒等を徹底し守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

なお、いじめに係る情報を適切に記録する。

1. 被害者のケア

- ①教育相談担当を中心に、生徒が相談しやすい雰囲気作りを心がける。
- ②気になる生徒の教育相談担当への「つなぎ支援」を充実させる。
- ③いじめ防止対策委員会において情報共有を行う。
- ④組織的に対応方針を決定する。
- ⑤被害生徒を徹底して守り通す。

2. 加害者の特定及び指導

- ①生徒指導主任及び関係教師は、加害の中心となっている生徒から事情を聞く。
- ②「いじめは絶対許されない」という毅然とした態度で接する。
- ③加害者がいじめの原因となったこと、いじめ被害者に対する感情等を丁寧に聴きながら、自らの非に気づけるようにすることを目標として指導する。
- ④暴力を伴ったいじめにおいては、加害者に対して、暴力行為に係る校内指導規定に従い、指導することができる。
- ⑤暴力を伴わないいじめにおいても、被害者の状況を考慮の上、適切に指導を行うものとする。

3. いじめ解消として

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていること。

- ・いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月）
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

4. いじめ事案発生への対応

- ①いじめ・暴力の情報発生・発見（全職員）
 - ・担任又は発見者は校長、教頭に速やかに報告
 - ・生徒サポート部は事実関係の確認
- ②「いじめ対策委員会」
 - ・緊急会議の開催（教育相談が日程調整）
 - ・事実関係の整理、確認及び情報の共有（複数の目による状況の見立てを行う）
 - ・いじめかどうかの判断
 - ・対応策及び対応体制の検討実行
 - ・対応記録の整理・管理
- ③問題の解消・再発防止の活動（少なくとも3か月）
 - ・その後の経過見守り、「いじめ早期発見チェックリスト」等の活用

V いじめの再発防止対策

1. 外部関係機関との連携・相談を心がける。

- ①地域の交番所や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
- ②地域における生徒の様子が聞けるよう、地域の自治会等と連携する。

2. 事後の生活実態調査等で再発の有無を常に確認する。

- ①被害者の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える。
- ②拡大学年会等の情報交換に於いて、いじめの被害生徒、加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。
- ③「いじめのない居心地の良い学校」をめざし、生活実態調査や学校評価アンケート等において実態把握に努める。

VI 校内における委員会(組織)

- ①「いじめ対策委員会」を設置する。
- ②「いじめ対策委員会」は、いじめ等に関する重篤事案が発生し、外部関係機関との連携及び対応等が必要となった場合において臨時に招集することができる。
- ③「いじめ対策委員会」は、校長を委員長とし、「生徒サポート委員会」「人権委員会」「特別支援教育委員会」の合同委員会として構成する。
- ④いじめ対策委員会の緊急会議は、校長、教頭、教育相談、生徒サポート部主任、関係職員等で構成する。

VII 重大事態の発生と対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

（学校の設置者又はその設置する学校による対応）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

①重大事態の意味 重大事態とは、法第28条及び国の基本方針により以下の内容となる。

法 28 条		国の基本方針
第1項	いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。	○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合
第2項	いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。	○不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。 ○ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、県教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
その他	○生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。	

②重大事態の調査（教育委員会を通じて県知事への事態発生について報告する）

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

なお、この調査は、民事・刑上の責任追及やその他の争訟等へ対応を直接の目的とするものではなく、学校等が事実に向き合うことで、当該事態への対応や同種発生防止を図るものである。

いじめの態様と対応の目安

～『いじめは犯罪』です。抱え込まず、外部関係機関と積極的な相談・連携・協同を！～

段 階	態 様	学校の対応
PHASE IV (末期段階) 段階 ・ 深刻な被害 ・ 被害者に事件化の意志有り	③身体の危険、命の危険を感じるほどの暴行、脅迫、その他の行為を受ける。 ②執拗な金銭の強要等がある。 ①治療を要するケガを負わされる。 等	警察へ「通報」
PHASE III (中期・後半期) 段階 ・ 指導が困難	③断れない状況に肉体的・心理的に追い込み、嫌なことを強要される。 ②PHASE IやIIの段階で指導したにもかかわらず、いじめが潜在化し続いていた場合。 ①明らかに「遊び」「ふざけ」「ケンカ」の段階を超え、ケガなどを負わされる。 等	警察へ「相談・通報」
PHASE II (中期・前半期) 段階 ・ 被害のエスカレート ・ 手口の多様化	⑥恥ずかしい姿の写真を撮影し、ネットに掲載される。 ⑤「死ね」「ウザイ」などの言葉・書き込みをされる。 ④（軽い）ケガを負わされる。 ③窃盗を強要（万引きの見張り役等も含む）される。 ②被害者が嫌がっている様子、表情が見られる。 ①仲間内で力関係が決まっているかのような状況が周囲からはっきり見える。 等	校内規定に準じ、指導・支援を行う
PHASE I (初期段階) 段階 ・ 軽微ないじめ	⑧写真をネットに勝手に掲載される。 ⑦言葉やネット上でのからかいを受ける。 ⑤物をぶつけられる。 ⑥いじられ役になる。 ④物を借りて返さない。 ②軽くぶたれる。 ③ケンカを強要される。 ①プロレスごっこなど嫌な遊びを強要される。 等	

学校における生徒観察の視点

場面等	観察の視点(変化に気づく)	
S H R	☐ 遅刻・欠席が増える ☐ 表情が暗くうつむきかげん	☐ 遅刻寸前の登校が増える ☐ 出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	☐ 忘れ物が多くなる ☐ 机・椅子が散乱している ☐ 一人だけ遅れて教室に入る	☐ 涙を流した気配が感じられる ☐ 周囲がざわついている ☐ 机が別の位置にある
授 業 中	☐ 正しい返答を揶揄される ☐ 頭痛腹痛を頻繁に訴える ☐ 文字の筆圧が弱くなる ☒ 不真面目な態度が目立つ	☐ ひどいあだ名で呼ばれる ☐ グループ・班分けて孤立する ☐ ぼんやり一人であることが多い ☒ ふざけて質問をする
休 憩 時	☐ わけもなく階段を歩く ☐ 用もないのに職員室に来る ☐ 集中してボールを当てられる ☐ 保健室への来室が増える	☐ 一人であることが多い ☐ 遊びの中に入れない ☐ トイレに行く回数が多い ☒ 悪ふざけをすることが多い
昼 食 時	☐ 弁当にイタズラされる ☐ グループから外される	☐ 弁当を隠されたり食べられたりする ☐ 好きなメニューを他人に譲る
清 掃 時	☐ 一人が残ることが多い ☐ 清掃を一人でさせられるなど、嫌がる仕事を押しつけられる	☐ 目の前にゴミを捨てられる
放 課 後	☐ 服装の汚れ・破損がある ☐ 急いで一人で帰宅する ☐ 部活動に参加しなくなる	☐ 擦り傷や鼻血のあとがある ☐ 用もないのに教室に残る ☒ 他の子の荷物を持っている
動作・表情等	☐ おどおどした感じを与える ☐ 寂しそうな表情をする ☐ 委員や係等を辞退する ☒ 乱暴な言葉遣いをする	☐ 視線を合わせようとしない ☐ 独り言をよく言う ☐ 手イタズラが目立つ ☒ 反抗的が増える
持 ち 物 服 装 容 儀 等	☐ 教科書にイタズラ書きがある ☐ 靴、体育着等が隠される ☒ 高価な物を持ってくる	☐ 掲示物を破られる ☐ 急に携帯電話を使わなくなる ☒ 目立つ服装をしってくる
そ の 他	☐ トイレ等に落書きを書かれる ☐ 小動物に残虐行為をする	☐ 提出物が遅れる ☒ 校則違反、問題行動をする

※ ○は強要によるもの

家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」など有りましたら、担任又は教育相談係に相談して下さい。

番号	項 目	チェック
1	登校をしぶるようになった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がないといって、食事の量が減った。	
4	携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	友人が変わった。	
8	友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることをいやがるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	携帯電話等の料金が高額になった。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなった。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

■学校の電話番号：098（879）3062

■学校のFAX番号：098（879）9520